

「京都府文化力による京都活性化推進条例」の改正案の骨子について

1 改正の趣旨

- ・ 京都府では平成 17 年に「京都府文化力による京都活性化推進条例」を制定し、京都府内の優れた文化の力を「文化力」と位置付けた上で、「文化力を向上するための施策」と「文化力を発揮するための施策」として体系化し、文化資源を産業・観光資源として活用するなど地域の活性化のための様々な施策を全国に先駆けて実施してきたところです。
- ・ 国においても、文化庁の京都移転が決定され、地域の多様な文化を活かした地方創生の取組を推進するとともに、昨年 6 月には、文化政策の対象を拡大し、関連分野との連携を図り、文化芸術が生み出す様々な力を文化芸術の継承、発展及び創造に活用し、その循環をつくることを趣旨とする「文化芸術基本法」が改正・施行されました。
- ・ しかしながら、この間、少子高齢化の進展により地域文化の担い手が減少していることや、IoT などの普及によって生活文化が変化し、また観光圏域の拡大によって京都の地域文化に対する注目度が高まっていること等を踏まえ、生活文化などのより多様な文化の保存・継承・発展や次の時代を担う新たな文化の創造、文化の活用による更なる地域の活性化を図ることなど、文化政策をより総合的に推進するため、条例を全面的に見直すとともに、併せて文化芸術基本法に新設された「地方文化芸術推進基本計画」の策定や文化に関する重要事項を調査審議する審議会の設置に関して条例に盛り込もうとするものです。

2 主な改正内容

(題 名)

- 文化政策をより総合的に進めることを表す題名として「京都府文化力基本条例（仮称）」に改正することとします。

(前 文)

- 社会情勢の変化等を踏まえ、次の事項を主な内容として盛り込みます。
 - ・ 文化は、人々に感動や希望を与え、豊かな人間性や創造性等を育む本質的な力のみならず、社会に及ぼす力、経済的な力など、多面的な力を持っており、こうした「文化力」を府民全体で共有
 - ・ 自然と共生し、多様な文化を受け入れ、新たな文化を創造してきた京都文化の特色を踏まえ、京都の文化力を生活文化や地域文化などの広範な領域に広げ、次の世代に伝えること。
 - ・ 文化により生み出される価値を活用した地域の活性化を目指し、施策を総合的に推進するため、この条例を定めること。

(基本理念)

- 文化力を活かした京都府の未来を切り拓くための施策の推進に当たっては、次に掲げる事項を旨として行うこととします。
 - ・ 文化の保存、継承、創造から活用までを担う人材の育成
 - ・ 府民が文化に親しみ、活動に参加し、創造できる環境の整備
 - ・ 長年にわたり地域で受け継がれてきた文化等の保存及び継承
 - ・ 新たな文化創造に向けた文化交流や産業との融合などの文化の多様化を振興
 - ・ もって、京都の多様な文化が更に価値を高め、地域の活性化が図られること。

(基本計画)

- 現行条例の基本指針を基本計画に改め、文化芸術基本法に規定する「地方文化芸術推進基本計画」に位置付けることとします。

(府の責務)

- 施策の推進に当たっては、府民、文化団体、経済団体、大学等の教育研究機関、市町村、他の都道府県、国等と幅広く連携、協働して取組を進めます。

(基本施策)

- 文化力を維持・発展させるため、次に掲げる施策を講じます。
 - ①文化活動を担う人づくり
 - ②地域文化の保存、継承
 - ③新たな生活文化の創造
 - ④文化力を活かした地域づくり
 - ⑤文化力による産業づくりと経済の活性化
 - ⑥京都文化の発信
 - ⑦文化活動を支える基盤づくり

(推進体制の整備等)

- 文化団体、経済団体、大学等の教育研究機関、市町村等と連携して、文化力を活かした京都府の施策を推進する体制の整備を図るとともに、多様な地域特性を踏まえて、各地域ごとにも推進体制の整備を図ります。

(審議会の設置)

- 文化芸術基本法に規定する基本計画その他の文化に関する重要事項を調査審議する審議会を設置することとします。

(その他)

- 府民、文化団体、企業その他の事業者及び大学等の教育研究機関の役割について、基本理念を踏まえて見直すこととします。